

行政の不正な指導・命令に屈しない



外岡新聞

3月号

法律事務所おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイベリー
202号
http://okagesama.jp
TEL: 03-5358-9855
FAX: 03-6730-6140



あからさまな「零細事業所いじめ」は許せない

介護報酬改定を目前に、事業所の皆様は重説の改定等で大忙しのことと思われる。特に在宅ケアマネは、「質の確保」「公正中立」の大義名分の下、ますます制約が厳しくなった。このご時世では経営のため特定を取らざるを得ず、その分更にクリアしなければならない要件も増える。だがはっきり言って、ここまで厳しい要件に付いていくことは誰であってもほぼ不可能だろう。それをいいことに、保険者は数年後の実地指導で不備を指摘し、これまでの報酬を無慈悲にも全額返還させるのである。ではその指導が明らかにおかしいときはどうするか。実際のケースを元に解説する。

運営基準減算でまさかの4800万返還!?

大阪の、訪問と居宅を営む株式会社。昨年11月に実地指導が入り、「複数の事業者から選択ができる」旨を重説に記載していなかった、という理由で運営基準減算とし、自主返還を求めてきた。その額は平成30年4月以降分だけでも、実に4800万に上る。更に特定事業所加算も連動して返還となる。福祉部の担当官は「平成30年以前の分も返還対象です」と言い、関係する他市にも全て自主返還を申し出るよう命じた。「会社は倒産することになる。払えない分はどうなるのか」と問うた代表に「代表個人も連動して払ってもらう」と言い放った。



た3月19日、外岡潤。ケアテックスにて講演をし

ケアテックスでのセミナーが無事終わりました。わざわざ遠方から私のためにお越し頂いたサンテグラーズの内田様に感謝申し上げます。コロナの影響もあり例年の半分以下の人数でしたが、来年こそは盛り上げていきたいですね。



- : 居宅の経営者
- ☆: 外岡潤
- : 幾らなんでも零細の一居宅に4800万の返還とは…潰れると言っているようなものです。うちも全く同じ株式会社の居宅なので他人事ではありません。
- ☆: たまにこの手の対行政問題が相談で来ますが、ひどいケースばかりです。地方の小役人ほど威張っていて、逸脱した解釈や指導が多い傾向にあるように思えます。
- : まあ、介護は制度ビジネスで、私たちは行政の掌の上ですから…役所から指導されたら、従わざるを得ませんよね。
- ☆: 当事者としてはどうしてもそう思うかもしれませんが、萎縮する必要はありません。飽くまで対等な立場で、疑問点があれば質問し、間違っていると思えばその点を堂々と指摘すべきです。
- : いや一分かってはいるのですが、今後も同じ地域で事業を継続する中で、保険者に目を付けられたらと思うと…なかなか大胆には反論できないです。
- ☆: 確かに、現実にはしがらみもあって強くは出られないかもしれませんが、少なくとも自分の頭の中で、「行政は江戸時代のお代官様でも何でもなく、飽くまで法令というプログラムに従い動くロボットに過ぎないんだ」と認識していることが大切です。そして、「一見正確無比なロボットもミスをすることが確かにある」と認識することです。
- : 分かりました。全て鵜呑みにせず、引っかけた事は確認するようにします。本件はどのような事情があったのでしょうか？
- ☆: 平成30年4月の改定で新たに追加された、以下の文言が問題とされました。

「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。」(運営基準第4条2項) ここを完全に落とせば確かに運営基準減算で全額返還となるところですが、実際の重説には「事業の実施に当たっては、利用者の心身状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、

外岡新聞

3月号

法律事務所おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ペイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-5358-9855
FAX:03-6730-6140



ケアテックスでのセミナーが無事終わりました。わざわざ遠方から私のためにお越し頂いたサンテグラーズの内田様に感謝申し上げます。コロナの影響もあり例年の半分以下の人数でしたが、来年こそは盛り上げていきたいですね。

適切な介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行ないます。」と書いてあったのです。それ以外にも「介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。」といった文言もあり、これらの表記で十分に基準の要件は満たしているものと思われました。

○: それなら何も問題無いように思えますが…行政は、運営基準に書いてある通りに書かないとNGとしたのでしょうか。

☆: そうなんです。この事業所は「一言一句同じでなければいけません」と断言されたそうです。しかし当該基準にも、また解釈通知にもそのような指定はなく、逆に「居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。」とあり、たった一文字ですがこの「等」がポイントです。等が具体的に何を意味するかはQAにもどこにも記載がなく、要するに本来の目的(「趣旨」といいます)を反映させた内容であれば一言一句対応する必要はないということを表すために、幅をもたせた表現としたということです。

○: なるほど…そのように虫の目で厳格に検証していく訳ですね。その結論はどうなったのですか。

☆: 実は本件はまだ始まったばかりで、これから発出責任者である市長宛てに直接、この論法を投げかけ「自主返還はしない」と告げようと思います。そうすると行政側としては事業所を提訴する他なくなり、税の滞納等と違い必勝の案件ではないため、流石にそこまではせず諦めるのではないかとみています。もし訴えてきたら、そのときは他にも言いたいことが山ほどあるので、今後同種のひどい指導がはびこらないよう、業界のメルクマールとなる判決を目指し戦いたいと思います。

○: そのような先例ができてくれれば、私達のような中小事業所としては頼もしい限りです。他にはどんなことが理不尽な指導といえるのでしょうか。

☆: ほぼ全てでしたね。平成30年4月以前の、既存の利用者については、文言を追記した重説に差し替えることが「望ましい」とされているにも拘らず、「遡って全利用者についてやれ」と言う点も間違っており、また法人代表が個人として連帯債務を負うなどということも無根拠です。他事業所も影響が及ぶ「連座制」と混同したのか分かりませんが、そのせいで代表は一時自殺を考えるほど追い詰められたといえます。他市への自己申告を命じることも、理屈の上ではそうかもしれませんが飽くまで事業所が自主的に判断し行動していくことです。

更に、特定事業所加算についても実地指導結果には「利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議において、必要な議事全てを満たしていない事例が見受けられた。」等ともっともらしいことが書かれていましたが、口頭では「内容が希薄」等という正に内容が希薄な指摘しか受けておらず、それだけで全利用者につき返還となる訳がありません。具体的に何が問題なのか、根拠を添えて再度指摘するよう求めたいと思います。そもそも、運営基準減算という仕組み自体が「比例原則」に反している疑いが強いと考えます。たった一言記載がないだけで即、数千万の返還となるのは裁量権の逸脱であり、故意の人員水増し等の悪質事例と同列に扱うというのがナンセンスな話なのです。

外岡流 趣味の部屋

お洒落の極意? その2

前回オーダーしたジャケットが仕上がりましたので、恥ずかしながら、コーディネート写真を公開します。



いかがでしょうか? お洒落という華美なイメージがあったのですが、引き算、控えめ、シンプルであることが清潔感やスマートさを演出してくれるのだということを学びました。あとは組み合わせ次第で、要するにカジユアルというものはワイシャツにジャケット、スラックスという基本スタイルから、シャツを襟なしに変えたり、明るい色を差し色にして季節感を出すことで少しずつカジユアルに寄せていけるものだという事です。今まで年相応の「普段着」というものが分からず、どうしても仕事のときと同じような恰好になってしまっていたのが悩みでしたが、色々組み合わせることで鏡の前で立つてみることで何となく感覚が掴めてきました。一方で仕事の方は横着してちゃんとしたスーツすら持っていない有様だったので、ケアテックスの晴れ舞台に向け、スーツもオーダーしました(一枚目の写真)。来月で早いもので41歳になります。今年は見たい目も? 磨く年になりたいです。

編集後記

紅い梅と淡い桜のコントラストが美しい季節になりましたが、コロナ感染者数はじわじわと増えています。しかし世間は張り詰めていた緊張が解けてしまったのか、先日乗った新幹線もほぼ満席で家族連れが目立ちました。▼コロナ災害対策に加え、虐待やハラスメント対策、地域の引きこもり問題まで、介護事業所の両肩には責任と仕事を押し付けられる一方です。▼自助、互助等というスローガンに騙されないようにしたいと思います。

